

自動車等燃料単価契約（利根導水総合管理所）仕様書

1. 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所が施行する「自動車等燃料単価契約（利根導水総合管理所）」に適用する。

2. 業務実施場所

(1) 燃料供給場所

店頭給油と車両による運搬給油により行うものとする。

(2) 運搬給油場所

- 1) 埼玉県行田市大字須加字船川 4369 水資源機構利根導水総合管理所
- 2) 埼玉県鴻巣市糠田 1647-1 水資源機構糠田排水機場

3. 数量

数量は、別添「数量総括表」のとおりとする。

なお、数量は予定数量であり、確定の数値ではない。

4. 期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

5. 価格の変更

経済情勢の変化による物価の変動、自然災害、その他正当なる理由により価格が著しく不相当であると思われる場合には、発注者、受注者協議の上、価格を変更し、又はこの契約を解除することができるものとする。

6. 関係法令及び条例遵守

受注者は、関連する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

7. 請求方法

毎月末に集計し、請求するものとする。なお、請求様式は任意様式による。

8. 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じたときは発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。（以上）

(別 添)

数 量 総 括 表

(件 名) 自動車等燃料単価契約 (利根導水総合管理所)

種 類	規 格	単位	予定数量	摘 要
ガソリン (店頭給油)	レギュラーガソリン	ℓ	4 0	
ガソリン (運搬給油)	レギュラーガソリン	ℓ	1 0 0	
軽油 (店頭給油)		ℓ	6 0	
軽油 (運搬給油)		ℓ	1 3, 0 0 0	
灯油 (店頭給油)	白灯油	ℓ	6 0	
灯油 (運搬給油)	白灯油	ℓ	6 0	

※予定数量は、機構の実績等に基づく参考値であり、使用を確約した数値ではない。